

令和5(2023)年度第3回栃木県感染症対策連携協議会 次第

日時：令和5(2023)年12月7日 18時30分～

場所：栃木県庁東館4階講堂 (Web併用)

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- (1) 栃木県感染症予防計画(素案)について
- (2) 宇都宮市感染症予防計画(素案)について
- (3) その他

4 閉 会

<参考資料>

- ① 栃木県保健医療計画(8期計画)(第5章8節)素案
- ② 栃木県保健医療計画(8期計画)(第8章1節)素案
- ③ 感染症発生動向調査等資料

令和5（2023）年度第3回栃木県感染症対策連携協議会出席者名簿

（敬称略：五十音順）

No.	氏名	所属等	推薦団体等	出席方法
1	阿江 竜介	自治医科大学 公衆衛生学 教授	自治医科大学	WEB
2	浅井 秀実	栃木県医師会 副会長	栃木県医師会	会場
3	朝野 春美	栃木県看護協会 会長	栃木県看護協会	WEB
4	岩佐 景一郎	栃木県保健福祉部長	栃木県	会場
5	上原 慶太	国立病院機構栃木医療センター 外来診療部長・内科部長	栃木県病院協会	欠席
6	小橋 元	獨協医科大学 公衆衛生学 教授	獨協医科大学	WEB
7	塩澤 達俊	栃木県老人福祉施設協議会 副会長	栃木県老人福祉施設協議会	欠席
8	杉田 義博	日光市民病院 管理者	日光市民病院	WEB
9	杉山 公美弥	国立病院機構宇都宮病院 病院長	国立病院機構宇都宮病院	WEB
10	竹村 克己	栃木県医師会 常任理事	栃木県医師会	会場
11	田中 友和	栃木県薬剤師会 副会長	栃木県薬剤師会	会場
12	東城 朋子	鹿沼市 健康課長	栃木県市長会	会場
13	羽金 和彦	宇都宮市保健所 所長	宇都宮市	WEB
14	畠山 修司	自治医科大学附属病院 感染症科 教授	自治医科大学附属病院	WEB
15	浜野 知子	上三川町 健康福祉課長	栃木県町村会	WEB
16	荒井 隆史	栃木県消防長会 会長	栃木県消防長会	欠席
17	矢野 雅之	栃木県獣医師会 常務理事兼事務局長	栃木県獣医師会	欠席
18	若林 守	栃木県歯科医師会 専務理事	栃木県歯科医師会	WEB

第3回栃木県感染症対策連携協議会

栃木県保健福祉部感染症対策課

第2回栃木県感染症対策連携協議会の協議事項

- 1 栃木県感染症予防計画（骨子案）及び数値目標（案）
- 2 宇都宮市感染症予防計画（骨子案）及び数値目標（案）
- 3 栃木県保健医療計画（8期計画）に記載する5疾病・6事業における「新興感染症の発生・まん延時における医療」等

第1回及び第2回栃木県感染症対策連携協議会の主な意見とその対応方針

	主な意見	対応方針
第1回	<p>○今回のコロナ対応では、一般病床の受入れや人工呼吸器、集中治療部門の病床の確保は分ける必要があり、そういった病床やICUが地域別に十分かどうかの検証をすべき</p> <p>○コロナにおいては搬送困難事例が増えてしまった。救急医療や一般医療も含めて検討すべき</p>	<p>【第2回における説明】 次期保健医療計画（8期計画）策定に向けた関係協議会等における議論の内容を踏まえ引き続き検討を行い、<u>第3回連携協議会においてお示しすることとしたい。</u></p>  <p>第2章第6「感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する施策」に以下の内容を記載。</p> <p>○県は、新興感染症の発生及びまん延時においても、救急等を含む通常医療との両立を図る観点から、医療措置協定の締結により確保した病床について、感染状況に応じた段階的な運用を図るとともに、特に、重症者病床の運用に当たっては、関係医療機関等と連携して対応する。</p> <p>○確保した病床に円滑に患者が入院できるよう、新型コロナ対応及び地域の実情を参考に、入院対象者の基本的な考え方を定めるとともに、ICTの活用により地域の入院状況を把握の上、必要に応じて感染症対策や救急医療の専門家の知見を踏まえた、円滑な入院調整体制の構築を図る。</p> <p>○医療措置協定に基づき後方支援を行う医療機関は、新型コロナ対応を参考に、既存の関係団体間の連携の枠組み等を活用の上、感染症患者以外の受入を進めることとし、県は、当該連携を推進するとともに、後方支援を行う医療機関への転院調整を支援する。</p> <p>○救急医療 県は、新興感染症の発生及びまん延時における重症患者に対する適切な病院前救護体制の構築について、県メディカルコントロール協議会等と連携し、検討するとともに、新興感染症の発生及びまん延時においても救急医療を提供するため、救急医療機関の機能分化や、初期、二次救急の体制強化を引き続き促進するほか、重症の救急患者を県内で確実に受け入れられる体制の構築を検討し必要な施策を展開するなど、救急医療提供体制の充実・強化を図る。</p> <p>○臨時の医療施設 県は、新興感染症の発生及びまん延等により、医療の提供に支障が生ずる場合は、国の動向等を踏まえて臨時の医療施設の設置を検討する。</p>
第2回	<p>人材の養成及び資質の向上について、新型コロナ対応時には顔と顔が見えず、うまく進まなかったこともあったので、顔と顔が見える関係の構築について検討すべき</p>	<p>第2章第13「感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する施策」に以下の内容を記載。</p> <p>県は、新興感染症の発生及びまん延時に関係者が相互に連携し必要な対策を講じることができるよう、医師会等の医療関係団体と連携し、行政関係者や医師等の医療従事者を含む、感染症対策に関わる多様な人材を対象とした研修等を実施するなど、感染症に関する人材の養成及び資質の向上に向けた取組を行う。</p>

本日の協議事項

(1) 栃木県感染症予防計画（素案）について

(2) 宇都宮市感染症予防計画（素案）について

(1) 栃木県感染症予防計画（素案）について

(2) 宇都宮市感染症予防計画（素案）について

【計画改定の趣旨】

感染症法や国基本指針の改正を受け、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応の課題を踏まえるとともに、感染症をめぐる状況の変化に迅速かつ適確に対応し、感染症から県民の生命と健康を守る施策を積極的に推進する

栃木県感染症予防計画（素案）全体像

第1章 総論

感染症の予防の推進の基本的な方向

感染症の発生及びまん延防止に重点を置いた施策の推進

県民一人一人の感染症の予防及び治療に重点を置いた対策の推進

人権を尊重した対策の推進

健康危機管理の観点に立った迅速かつ適確な対応

4つの基本的な方向に基づき、新型コロナ対応の課題を踏まえ、感染症をめぐる状況の変化に迅速かつ適確に対応できる体制を構築する

第2章 各論

第1節

感染症の発生の予防及びまん延の防止を図る体制

第1 感染症の発生予防のための施策

第2 感染症のまん延防止のための施策

第3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに人権の尊重に関する施策

第4 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策

第5 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

第2節

速やかにかつ継続して必要な医療支援等を提供できる体制

第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する施策

第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する施策

第8 宿泊施設の確保に関する施策

第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する施策

第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針

第3節

迅速かつ適確に対応できる健康危機管理体制

第11 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する施策

第12 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する施策

第13 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する施策

第14 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する施策

感染症から県民の生命と健康を守る施策の実現

栃木県感染症予防計画（素案）の構成①

はじめに

法の対象となる疾病の概要

第1章 総論

第1 計画の策定

第2 計画の位置づけ

第3 感染症の予防の推進の基本的な方向

- 1 感染症の発生及びまん延防止に重点を置いた施策の推進
- 2 県民一人一人の感染症の予防及び治療に重点を置いた対策の推進
- 3 人権を尊重した対策の推進
- 4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ適確な対応
- 5 計画の定期的な見直し

第4 計画推進に当たって果たすべき役割

- 1 県の役割
- 2 栃木県感染症対策連携協議会の役割
- 3 宇都宮市の役割
- 4 保健所の役割
- 5 衛生研究所の役割
- 6 市町の役割
- 7 県民の役割
- 8 医師（医療機関）等の役割
- 9 歯科医師（歯科医療機関）等の役割
- 10 獣医師（動物病院）等の役割
- 11 薬剤師（薬局）等の役割

第5 計画の推進体制

- 1 県の関係各部門の連携
- 2 国、宇都宮市、市町、他県等との連携
- 3 医療関係団体、学校、企業等との連携

第2章 各論

第1節 感染症の発生の予防及びまん延の防止を図る体制

第1 感染症の発生予防のための施策

- 1 基本的な考え方
- 2 感染症発生動向調査
- 3 食品衛生部門との連携
- 4 環境衛生部門との連携
- 5 予防接種
- 6 検疫感染症等への対応
- 7 関係各機関及び関係団体との連携

第2 感染症のまん延防止のための施策

- 1 基本的な考え方
- 2 積極的疫学調査
- 3 健康診断、就業制限及び入院
- 4 感染症診査協議会
- 5 指定感染症及び新感染症
- 6 検疫所との連携
- 7 関係各機関及び関係団体との連携

第3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに人権の尊重に関する施策

- 1 基本的な考え方
- 2 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに人権の尊重に関する方策
- 3 個人情報保護等に関する方策
- 4 関係各機関及び関係団体との連携

第4 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策

- 1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供
- 2 緊急時における国との連絡体制
- 3 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制

第5 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

- 1 施設内感染の防止
- 2 災害発生時の感染症対策
- 3 動物由来感染症対策
- 4 外国人に対する適用

第2節 速やかにかつ継続して必要な医療支援等を提供できる体制

第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する施策

- 1 感染症に係る医療提供の考え方
- 2 本県における感染症に係る医療を提供する体制全般
- 3 新興感染症の発生及びまん延時における医療を提供する体制（医療措置協定等）
- 4 関係各機関及び関係団体との連携

第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する施策

- 1 基本的な考え方
- 2 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する方策
- 3 関係各機関及び関係団体との連携

第8 宿泊施設の確保に関する施策

- 1 基本的な考え方
- 2 宿泊施設の確保に関する方策（宿泊施設確保措置協定等）
- 3 関係各機関及び関係団体との連携

第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する施策

- 1 基本的な考え方
- 2 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する方策
- 3 関係各機関及び関係団体との連携

第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針

- 1 基本的な考え方
- 2 総合調整又は指示の方針

第3節 迅速かつ適確に対応できる健康危機管理体制

第11 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する施策

- 1 基本的な考え方
- 2 情報の収集、調査及び研究の推進
- 3 関係各機関及び関係団体との連携

第12 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する施策

- 1 基本的な考え方
- 2 病原体等の検査の推進（検査措置協定等）
- 3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築
- 4 関係各機関及び関係団体との連携

第13 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する施策

- 1 基本的な考え方
- 2 感染症に関する人材の養成及び資質の向上
- 3 関係各機関及び関係団体との連携

第14 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する施策

- 1 基本的な考え方
- 2 感染症の予防に関する保健所の体制の確保
- 3 関係各機関及び関係団体との連携

■ 医療提供体制の確保等に係る数値目標

<参考資料>

栃木県感染症予防計画体系図

感染症の主な流行及び感染症法の主な改正

栃木県感染症予防計画 素案



令和5年12月
栃木県保健福祉部感染症対策課

感染症予防計画改定及び医療措置協定の締結に向けた全体スケジュール

時期	事務局（感染症対策課）	県連携協議会	県医療審議会	医療機関等との調整
4月	新型コロナ対応課題整理	協議会設置（4/11）		
5月	WG①（5/9） 協定締結に向けた進め方検討	国から指針等示される（5/26）		
6月	協定に係る県基本方針作成 予防計画（項目案）作成			
7月	予防計画（骨子）作成 ※協定に係る数値目標を除く	第1回協議会（7/4）		協定対象機関向け説明会、意向調査
8月	WG②（8/23） 予防計画（骨子）作成 ※協定に係る数値目標含む			意向調査とりまとめ ※適宜、国へ報告
9月		第2回協議会（9/28） 数値目標設定		
10月	WG意見照会 予防計画（素案）作成		第2回部会（10/12）	
11月		第3回協議会（12/7） 計画素案		
12月	パブリックコメント実施 （12/22～1/21予定）		第3回部会（12/13）	
1月				順次、協定締結 （R6年9月までの完了を目指す）
2月	WG意見照会 パブリックコメント意見反映 予防計画（案）作成	第4回協議会	第4回部会	
3月	予防計画策定・公表		医療審議会 医療計画策定・公表	

(1) 栃木県感染症予防計画（素案）について

(2) 宇都宮市感染症予防計画（素案）について

宇都宮市感染症予防計画 素案について

宇都宮市保健所
保健福祉部 保健予防課

「宇都宮市感染症予防計画」策定について

1 計画の内容

栃木県感染症予防計画

第2章 各論

感染症法第10条14項の規定に基づき、県計画に即して策定する。
市計画の構成については、次のとおり

: 県計画の内容に即し、市計画に定める項目

: 市計画に定めず、県計画に委ねる項目

第1節

感染症の発生の予防及びまん延の防止を図る体制

第1 感染症の発生予防のための施策

第2 感染症のまん延防止のための施策

第3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに人権の尊重に関する施策

第4 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策

第5 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

第2節

速やかにかつ継続して必要な医療支援等を提供できる体制

第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する施策

第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する施策

第8 宿泊施設の確保に関する施策

第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する施策

第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針

第3節

迅速かつ適確に対応できる健康危機管理体制

第11 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する施策

第12 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する施策

第13 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する施策

第14 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する施策

「宇都宮市感染症予防計画」策定について

1 計画の内容

宇都宮市感染症予防計画

第2章 各論

第1節、第2節について、感染症全般に係る事項、医療の提供に関する事項においては、県計画の内容を踏まえ、本市において実施する内容を盛り込む。
第3節「健康危機管理体制」として、保健所設置市である本市は、保健所、衛生環境試験所における体制の確保・整備をするとともに、その体制を構成する職員の人材の養成・資質の向上に係る事項を盛り込む。

第1節 感染症の発生の予防及び まん延の防止を図る体制

第1 感染症の発生予防のための施策

第2 感染症のまん延防止のための施策

第3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに
人権の尊重に関する施策

第4 緊急時における感染症の発生の予防及びまん
延の防止、病原体等の検査の実施のための施策

第5 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

第2節 速やかにかつ継続して必要な 医療支援等を提供できる体制

第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に
関する施策

第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者
又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境
整備に関する施策

第3節 迅速かつ適確に対応できる 健康危機管理体制

第12 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の
向上に関する施策

第13 感染症の予防に関する人材の養成及び資質
の向上に関する施策

第14 感染症の予防に関する保健所の体制の確保
に関する施策

「宇都宮市感染症予防計画」策定について（予防計画に関する数値目標）

項目	時期等	内 容	本市における数値目標	数値目標の設定の考え方
検査実施能力確保数	流行初期 流行初期以降	宇都宮市衛生環境試験所の検査の実施能力	160件/日	・新型コロナウイルス感染症対応から確保した検査能力
	流行初期以降	医療機関・民間検査機関等	県計画（8,312件/日） 本市分を含む総数	・県と検査措置協定を締結した医療機関・民間検査機関等で検査を実施
検査機器数	流行初期 流行初期以降	宇都宮市衛生環境試験所の検査機器数	2台	・衛生環境試験所が保有する検査実施能力に対応する検査機器数
人材養成・資質の向上	研修・訓練回数	保健所職員	年1回以上	・感染症に関する専門的な知識を最新情報に更新するため実施
		市職員	年1回以上	・保健所における即応体制の構築を円滑にするために職員の異動に応じて実施
保健所の体制整備	人員確保数	流行1カ月間に想定される業務量に対応する1日当たりの人員確保数	130人	・新型コロナウイルス感染症（第6波時）の対応から積算
	IHEAT要員の確保	IHEAT要員の確保数	5人	・医師や大学教授等、感染症に関する専門的な知識を有する人材を想定

2 特徴

ア 新型コロナウイルス感染症での課題を踏まえた対応

感染拡大の影響が大きかった高齢者施設に対する施策・指導・助言を行う（高齢者施設等の現地調査・助言）また、人権を尊重した対策となるよう、患者や医療従事者等への差別や偏見の排除の周知啓発を努めるとともに、市民一人ひとりが感染症予防を行えるよう、市民に身近な立場から感染症に関する相談や正しい知識の普及等の情報提供を効果的に行う（感染症に係る啓発、情報発信）

イ 迅速かつ適確に対応できる健康危機管理体制の構築

発生した感染症が、想定とは大きく異なる場合においても、その感染症の特性や感染状況等に合わせ、柔軟かつ機動的に対応することのできる体制を構築する。

- ・ 感染症の発生状況等の適確な把握のための調査体制の充実（衛生環境試験所の充実）
- ・ 感染症対応する職員が適確な対応ができるよう、平時からの研修・訓練の実施
（人材の養成及び資質の向上）
- ・ 感染状況に応じた、迅速かつ適確に対応ができる保健所体制の構築（保健所体制の充実）